国土交通省
近畿地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kinki Regional Development Bureau

Press release

令和4年7月15日14時00分
近 畿 地 方 整 備 局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社キョウラク

期間：令和4年7月15日から令和4年8月14日まで（1ヵ月）

範囲：近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社キョウラクの前代表取締役が、法人税法違反及び地方法人税法違反の疑いで公訴を提起されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第 15 号（不正又は不誠実な行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第 15 号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

＜取扱い＞　――――――

＜配布場所＞　近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

＜問合せ先＞　国土交通省近畿地方整備局
大阪合同庁舎第１号館　TEL 06-6942-1141
総務部契約課長　山腰（やまこし）　祐司（ゆうじ）（内線 2511）
総務部契約課建設専門官　濱口（はまぐち）　哲至（さとし）（内線 2512）
神戸地方合同庁舎　TEL 078-391-7576
総務部経理調達課長　中川（なかがわ）　勝文（かつふみ）（内線 6310）
総務部経理調達課長補佐　野口（のぐち）　道久（みちひさ）（内線 6313）

令 和 4 年 7 月 15 日

近 畿 地 方 整 備 局

株式会社キョウラクに対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社キョウラク及び当該業者の前代表取締役が、法人税法違反及び地方法人税法違反により、令和4年6月3日、京都地方検察庁に起訴された。

2. 指名停止措置理由

株式会社キョウラクの前代表取締役が、法人税法違反及び地方法人税法違反の疑いで公訴を提起されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指 名 停 止 業 者: 株式会社キョウラク

京都府京都市伏見区下鳥羽上三栖町169

代表取締役　織田　一彦

指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内

指 名 停 止 期 間: 令和4年7月15日から令和4年8月14日まで（1ヵ月）

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領　別表第2＞

（不正又は不誠実な行為）
15　別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。